港湾工事共通特記仕様書

令　和　5　年　4　月
国土交通省東北地方整備局
港　湾　空　港　部

目　　次

１．　はじめに　----------　共特－１

２．　適　用　----------　共特－１

３．　共通特記仕様　----------　共特－１

３－１　再生資源の利用等について　----------　共特－１

３－２　JIS Q 9001：2015（ISO9001：2015）に関する事項　----------　共特－１

３－３　工事コスト調査について　----------　共特－３

３－４　低入札契約におけるモニターカメラの設置について　----------　共特－３

３－５　不可視部分の出来形管理について　----------　共特－４

３－６　総価契約単価合意方式の実施について　----------　共特－４

３－７　現場技術員等の配置について　----------　共特－４

３－７’現場技術員及び品質監視員等の配置等について　----------　共特－４

３－８　契約内容の変更手続きについて　----------　共特－４

３－９　無人航空機を使用する際の情報流出防止策について　----------　共特－５

３-10　快適トイレの試行について　----------　共特－５

３-11　建設現場における遠隔臨場の実施について　----------　共特－６

３-12　工事品質確保調整会議について　----------　共特－６

３-13　働き易い職場環境を整備した工事について　----------　共特－７

３-14　担い手育成活動を実施した工事について　----------　共特－７

３-15　建設現場等から生まれる情報資産の活用について　----------　共特－７

１．　はじめに

港湾工事共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）は、東北地方整備局港湾空港部が発注する港湾工事、その他これに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下契約約款を含み「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要事項を定め、もって契約の適切な履行を図るものである。

２．　適　用

共通特記仕様書の適用は、各工事毎の特記仕様書に記載のある項目についてのみ適用する。

３．　共通特記仕様

３－１　再生資源の利用等について

（１）建設副産物

建設資材を搬入する場合又は建設副産物を搬出する場合は、工事着手時及び工事完了時に「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１・イ、様式２・ロ〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式１、様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を監督職員に提出しなければならない。

（２）建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難い場合には、監督職員と協議しなければならない。

３－２　JIS Q 9001：2015（ISO9001：2015）に関する事項

（１）適用

1)　当該工事は、JIS Q 9001：2000（ISO9001：2015）認証取得している受注者が希望する場合、監督業務の一部を受注者の自主的な施工管理活動を活用する等の「ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い」を行う工事である。

なお、受注者が共同企業体の場合における「ISO9001認証取得している受注者」とは、すべての構成員がISO9001認証取得者である共同企業体をいう。

「ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い」を希望する受注者は、工事請負契約後１４日以内に、次に掲げる書類を添えて申請書を提出しなければならない。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し

② ISO9001審査に係る次の書類

イ．直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し

ロ．イの審査に係る合否判定結果の写し

③ 申請に係る工事を担当する内部組織がISO9001認証取得している場合にあっては、その旨を示す書類

④ ISO9001認証の範囲が、工事の内容に一致していることを示す書類

⑤ 申請者が申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が４月から７月までの場合にあっては前々年度及びその前年度）に地方整備局の所掌する港湾工事を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての請負工事成績評定通知書の写し

⑥ ⑤の成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に地方整備局の所掌する港湾工事の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の請負工事成績評定通知書の写し

2)　契約締結後、JIS Q 9001：2015（ISO9001：2015）の認証の維持に関して不測の事態又は疑義が生じた場合は、直ちに監督職員に報告し、協議するものとする。

3)　ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを行う場合は、従来の監督業務のうち、「指定材料の確認」、「工事施工状況の確認」、「出来形の確認」、「施工状況検査」については、原則として、受注者の自主的な施工管理活動を活用して実施するものとする。

また、適切な時期に、監督職員が受注者の自主検査記録と品質システム運用状況を確認、把握するものとする。

4)　監督職員が、適切な時期に受注者の自主検査記録と品質システム運用状況を確認、把握した結果、不都合が多いと認められた場合は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを中止し、従前の監督業務を実施するものとする。

（２）当該工事品質計画書の提出

ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを行う場合、受注者は、品質システム文書（マニュアル、手順書、品質計画書）のうち、当該工事品質計画書を工事着手前までに監督職員に提出するものとする。

この場合、施工計画書と当該工事品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、品質計画書の記述を施工計画書に参照又は引用する構成で作成してもよい。または、当該工事品質計画書と施工計画書の双方が網羅されていれば１冊に統合した構成で作成してもよい。なお、施工計画書と当該工事品質計画書の構成については、監督職員と協議の上決定し作成するものとする。

また、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合で、かつ各組織ごとに別々に認証取得している場合には、各組織ごとに当該工事品質計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合は、当該工事品質計画書において各組織との関係を明確に記述するものとする。特に各組織に分担された工事の進め方等について記述するものとする。

1)　受注者が甲型特定建設工事共同企業体の場合は、その代表者の品質システムを共同企業体の品質システムとして適用するものとする。

ただし、工場製作等で代表企業と作業場所を異にする作業がある場合には、当該作業を行う共同企業体構成員も認証取得しているものとする。

また、甲型特定建設工事共同企業体がその代表者の品質システムを共同企業体の品質システムとして適用することを当該工事品質計画書に記述するものとする。

また、当該工事品質計画書又は施工計画書には、代表者と構成員の関係を記述するものとする。

2)　受注者が乙型特定建設工事共同企業体の場合は、各構成員の当該工事品質計画書を監督職員に提出するものとする。

また、乙型特定建設工事共同企業体の代表者を含む各構成員は、当該工事品質計画書又は施工計画書に各構成員に分担された工事の進め方、責任分担などについて、当該工事品質計画書又は施工計画書に記述するものとする。

3)　受注者が甲型経常建設共同企業体の場合は、出資比率が最大の者、もしくは出資比率が同率の場合はどちらか一方（以下「出資比率が最大の者等」という。）の品質システムを共同企業体の品質システムとして適用するものとする。

ただし、工場製作等で代表企業と作業場所を異にする作業がある場合には、当該作業を行う共同企業体構成員も認証取得しているものとする。

また、甲型経常建設共同企業体については、出資比率の最大の者等の品質システムを共同企業体の品質システムとして適用することを当該工事品質計画書に記述するものとする。また、当該工事品質計画書又は施工計画書には、代表者と構成員の関係を記述するものとする。

（３）検査時の提出書類

受注者が乙型特定建設工事共同企業体の場合は、各構成員の当該工事品質計画書を監督職員に提出するものとする。

また、乙型特定建設工事共同企業体の代表者を含む各構成員は、当該工事品質計画書又は施工計画書に各構成員に分担された工事の進め方、責任分担などについて、当該工事品質計画書又は施工計画書に記述するものとする。

（４）内部品質監査の実施

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、以下に定める事項に基づき、内部品質監査を実施するものとする。

1) 内部品質監査員の資格基準

内部品質監査における監査チームのリーダーは、１０年以上の現場経験を有し、技術士もしくは１級土木施工管理技士等の資格を有すると共に、(財)日本適合性認定協会（ＪＡＢ）の認定を受けている審査員養成機関が実施する内部品質監査員養成セミナー（研修）またはそれと同等の研修を終了し、その後、現場作業所を対象に監査チームのリーダーを経験した者とする。

2) 実施時期

内部品質監査は、施工途中及び工事完了前に実施する。なお、施工途中においては、６ケ月を超えない間隔で実施する。

なお、受注者は、当該工事品質計画書又は施工計画書に、当該工事で実際に内部品質監査を行う監査チームリーダーの氏名、経歴、経験及び具体的な監査実施時期を記述するものとする。

（５）検査・測定及び試験の担当者と承認者の明確化

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、設計図書に基づいて実施される検査・測定及び試験の担当者、承認者を定めるものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書又は施工計画書に、設計図書に基づいて実施される検査・測定及び試験の担当者、承認者を記述するものとする。

（６）検査・測定装置及び試験装置の管理

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、検査・測定装置の管理担当者を定めて、校正、使用前点検等を実施し、適切に管理するものとする。

また、検査・測定装置及び試験装置の管理の記録に関し、監督職員が提示又は写しの提供を求めた場合は、受注者はこれに従うものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書及び施工計画書に、必要とする検査・測定装置及び試験装置の名称、管理担当者、承認者及び管理方法を記述するものとする。対象となる検査・測定装置とは、その結果が目視等では確認できず数値のみでしか管理できないものとする。

（７） トレーサビリティの確保

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、必要とする材料について、工事完了後に、使用場所、時期、品質が確認できるよう、管理を行うものとする。トレーサビリティの管理の記録に関して、監督職員が提示又は写しの提供を求めた場合は、受注者はこれに従うものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書及び施工計画書に、必要とする材料について管理項目、管理方法を具体的に記述するものとする。

（８） 品質記録

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において作成した品質記録に関し、監督職員が提示又は写しの提出を求めた場合は、これに従うものとする。

３－３　工事コスト調査について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「共通仕様書」に記載されたものの他、追加として下記の調査に協力しなければならない。

（１） 受注者は、下請負者の協力を得て下記の調査票を作成し、工事完了後、速やかに発注者に提出しなければならない。なお、調査票等については別途監督職員から指示する。

（２） 受注者は、提出された調査票等について、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

（３） 提出された調査票は、東北地方整備局のホームページにより公表する。

資料名	内　　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と受注者における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と受注者における当初と実績の比較表
比較表－３	受注者の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	受注者の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	受注者、下請負者の工事費内訳

３－４　低入札契約におけるモニターカメラの設置について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

３－５　不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、全工種（準備工及び後片付工を除く）の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

３－６　総価契約単価合意方式の実施について

（１）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事であり、実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」に基づき行うものとする。

（２）発注者・受注者間で締結した単価及び出来高確認方法合意書は、公表することができるものとする。

３－７　現場技術員等の配置について　　*（　）書は、港湾設計・測量・調査等業務に適用*

（１）　本工事（業務）においては、監督職員（調査職員）の他に監督職員（調査職員）の補助業務を行う監督員（調査補助員）、現場技術員等を配置する場合がある。

（２）　本工事（業務）を担当する現場技術員等の氏名は後日通知する。

（３）　監督員（調査補助員）、現場技術員等が監督職員（調査職員）に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、関係書類の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。ただし、現場技術員等は、工事請負契約書第９条（港湾設計・測量・調査等業務契約書９条）に規定する監督職員（調査職員）ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

３－７’　現場技術員及び品質監視員等の配置について　　*（施工プロセス試行工事の場合）*

（１）　本工事は、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う現場技術員等及び、施工プロセスを通じて施工の監視を行う品質監視員等を配置等する。

※現場技術員等とは、管理技術者、統括技術者及び担当技術者を総称している。
※品質監視員等とは、品質監視員及び担当技術者を総称している。
※配置等とは現場技術員等の配置、通知及び権限を総称している。

（２）　本工事を担当する現場技術員等及び、品質監視員等の氏名は後日通知する。

（３）　現場技術員等が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、関係書類の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ただし、現場技術員等は、工事請負契約書第９条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

（４）　品質監視員等が現場に臨場する場合には、その業務に協力しなければならない。また、工事目的物の品質確保の観点から、本工事の施工方法に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。なお、品質監視員等は、工事請負契約書第９条に規定する監督職員ではない。

３－８　契約内容の変更手続きについて

（１）　設計変更等については、工事請負契約書第18条から第26条及び港湾工事共通仕様書本編1-1-16から1-1-18などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」（国土交通省港湾局）を参考とするものとする。

（２）　施工方法を想定し費用を算出している工種について、契約締結後に判明した現場状況等により、施工方法等が変更となる時は、監督職員と協議し、その費用を変更する場合がある。

なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

３－９　無人航空機を使用する際の情報流出防止策について

（１）　本工事（業務）において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本工事（業務）が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和２年９月１４日、関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、工事（業務）の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、監督職員（調査職員）と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。

1)　インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。
2)　インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去する。

（２）　前項の情報流出防止策によって工事（業務）の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、監督職員（調査職員）と協議すること。

３-10　快適トイレの試行について

（１）内　容

受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

［快適トイレに求める標準機能］
① 洋式便器
② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
③ 臭い逆流防止機能
④ 容易に開かない施錠機能
⑤ 照明設備
⑥ 衣類掛け等のフック付き、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重５ｋｇ以上とする）

［付属品として備えるもの］
⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
⑧ 入口の目隠しの設備（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置~~限る~~）
⑩ 鏡と手洗器
⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

［推奨する仕様、付属品］
⑫ 室内寸法900×900㎜以上（面積ではない）
⑬ 擬音装置（機能を含む）
⑭ 着替え台
⑮ 臭気対策機能の多重化
⑯ 室内温度の調整が可能な設備
⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】１）～６）及び【付属品として備えるもの】７）～１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3-11　建設現場における遠隔臨場の実施について

（1）建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「施工状況検査等に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、『港湾の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

（2）遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場条件により遠隔臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。受注者は適用する工種、確認項目に関する協議資料作成にあたり、『港湾の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）』別表1～3を参考とする。

（3）実施内容

1）施工状況検査・材料検査、立会での確認

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」を行うものである。

2）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

3）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

4）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

5）効果の検証

遠隔臨場にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上する。なお、遠隔臨場にかかる費用は当初計上していないため、監督職員との協議により設計変更の対象とする。

6）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和4年5月26日（国不建第79号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

3-12　工事品質確保調整会議について

（1）工事品質確保調整会議の開催

本工事は、円滑な工事の実施及び品質の確保を図ることを目的として、受発注者及び受注者とその双方の責任者が参加し、施工における条件、工事工程の確認及び調整、施工計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議（以下、「調整会議」という。）を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受発注者が設計図書の照査を完了した工事着手前を基本とするが、監督職員と協議し決定するものとする。なお、「設計の確認」及び「下請への確認」のため調整会議を開催することができる。また、施工途中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。

会議の開催は、監督職員より通知する「工事品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。

（2）設計変更について

本工事において、設計変更の可能性がある場合、受注者は、設計変更の妥当性等について協議を行う場である、調整会議の開催について主任現場監督職員に対して要請することができる。

（3）設計の確認について

1）　本工事は、工事着手前及び施工段階において設計思想の伝達及び情報共有を図ることを目的として、発注者、設計者及び受注者が一堂に会を開催することができる。

２）　開催時期は、受注者が設計図書の照査を完了した後を基本とするが、監督職員と協議し決定するものとする。なお、施工途中において設計図書等の内容に疑義が生じた場合、複数回開催する場合もある。

（４）下請への確認について
　本工事は、発注者、受注者及び下請業者において当該工事契約内容等について相互確認するため、発注者及び受注者間の協議により開催することができる。
【施工プロセス工事の場合】
　また、施工プロセス工事である本工事において、発注者、受注者及び下請業者において当該工事契約内容等について相互確認するため、適時適切に開催する。

（５）工程提示
本工事は、契約締結後に発注者が想定している工程表を受注者に提示する工事である。

３-13　働き易い職場環境を整備した工事について

（１）　働き易い職場環境を整備した工事とは、「3-10 快適トイレの試行」を実施した工事現場において以下のいずれかの職場環境を整備した工事である。
　・休憩室と独立して設置された喫煙室、施錠可能なロッカー、化粧台、シャワー室

（２）受注者は、実施状況を監督職員へ提出するものとする。

３-14　担い手育成活動を実施した工事について

（１）　担い手育成活動を実施した工事とは、土木業界に関係の有無に関わらず子供から大学生等までの若手に対し、受注者自らの企画・立案によりが現場視察・実習、講習会等を開催し、建設業への関心の喚起や建設技術の習得の機会を提供した工事である。
（注）受注者（下請を含む）の職員を対象としたものは対象外。

（２）　受注者は、担い手育成活動を行う場合、事前に現場視察・実習、講習会等の目的、参加者、開催状況、効果等を記載した計画書を監督職員に提出するものとする。また、開催後に開催状況の実績を記載した書面を監督職員に提出するものとする。

（工事情報ホームページの作成･公開について､受注者との協議が整った場合､変更時に以下の項目を適用）
３-15　建設現場等から生まれる情報資産の活用について

　本工事は、インフラ整備や維持管理、災害復旧等の工事の実施にあたって、受注者が現場における様々な課題を創意工夫や技術の活用により克服しながら実施している取組（工事情報資産）を広く国民に発信することにより、工事や建設業、社会資本整備に対する理解を広く促すことを目的とし、工事情報資産の活用を促進する試行工事であり、受注者からの協議により実施するものとする。
　建設業の地域への貢献等について一般の方が日常で知る機会は十分とはいえない状況下において、情報資産を広く一般国民に発信していくことが建設業や社会資本整備への正しい理解を促し、業界全体で進めていくべき重要な取組であることを踏まえ、受注者へ工事の実施に関する取組を積極的に発信することが奨励されるものである。

（１）良好な工事情報資産の作成
　工事情報の状況に応じた適切な時期に、適切な映像撮影機器、撮影手法を用いて、映像（静止画、動画）を撮影、記録するものとする。影響撮影機器としては、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、スマートフォン等、撮影手法としては、ＵＡＶを活用した映像、また、タイムラプス動画、コマ撮り動画等が挙げられるが、工事現場等の状況に応じて、撮影機器、手法を検討するものとする。
　なお、実施にあたっては、工事情報資産形成のための手法、撮影時期、撮影対象を明記した工事情報資産形成計画を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

（２）ホームページの活用
ホームページを作成する場合には、以下によるものとする。
① コンテンツをアップロードするサーバは発注者が用意する。なお、そこに掲載する情報の一部または全部を受注者が別のサイトに掲載することを妨げないものとする。

② ホームページの掲載するコンテンツの著作権は、設計図書に提出が求められているものを除き、受注者に存置されるものとする。ただし、発注者には掲載するコンテンツの自由な使用を認めるものとする。

③ ホームページは、５ページまたはそれ以上のウェブページで、適切な内容の情報発信を行っている場合には、５ページ分のコンテンツの作成に要する一般的な費用の２分の１までの範囲を設計変更の対象とする。だたし、監督職員の指示により著作権が発注者へ帰属するコンテンツを作成した場合には、全額を設計変更の対象とする。

④ 公開するホームページの内容については、公開前に監督職員の承諾を得るものとする。

（３）スマートフォン・アプリ「ガイド東北」の活用

工事情報ホームページに掲載される様々な情報資産を一般国民の目に触れやすいスマートフォン・アプリ「ガイド東北」を活用して、発信することを推奨するものである。このため、「ガイド東北」のコンテンツ・パートナーに登録し、適切な時期、対象を選んで「ガイド東北」のコンテンツ登録サイトで情報を入力することを推奨するものである。

（４）動画投稿サイトの活用

工事現場等における情報資産の活用にあたり、動画については、ＹouＴubeなどの動画投稿サイトの視聴が普及し、情報発信の場として、非常に有益であることから動画投稿サイトの活用も推奨するものである。

だたし、動画投稿サイトにアップロードする際には、公開する前に監督職員の承諾を得るものとする。

以　　上